

大船渡市魚市場飲食施設出店者 募集要領

大船渡市農林水産部水産課
令和7年9月

「大船渡市魚市場飲食施設出店者」募集要領

1 趣旨

この「募集要領」は、大船渡市（以下「市」という。）が実施する「大船渡市魚市場飲食施設出店者」の募集に関し必要な事項を定めるものである。

出店者の選定に当たっては、飲食店運営等に係るノウハウを有した出店希望者から提案された営業計画等を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル方式」で行う。

2 飲食施設の概要

- (1) 位置 大船渡市魚市場高層棟 3 階に設置
- (2) 施設面積 約135㎡（飲食スペース 83.73㎡、厨房 51.34㎡）
※他に倉庫（約13㎡）有り
- (3) 可能客席数 30人程度（最大40席）
- (4) 施設設備 電気設備、空調設備、給排水設備、ガス設備、厨房機器等

3 応募資格

応募者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 岩手県内に住所を有する個人又は岩手県内に営業拠点を置く法人等（いずれも飲食業の営業経験は問わない）。
- (2) 営業又は従事に際し、食品衛生責任者の資格を有する者を配置することができること。
- (3) 応募者は、申請時点において国税および地方税の滞納がないこと。
- (4) 過去 3 年間に於いて食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する団体等と関わりがないこと。

4 営業条件

- (1) 営業形態は、飲食業とする。
- (2) 営業日時は、原則週 5 日以上とし、大船渡市魚市場の開場時間（午前 5 時から午後 5 時まで）の範囲内で、市及び指定管理者と協議の上決定する。休日・夜間営業等についても同様とする。
- (3) 使用する魚介類等の生鮮食料品は、可能な限り大船渡市産を優先的に取り扱うよう努めること。ただし、市内での入手が困難な場合や市外での加工が必要な食品は、この限りではない。

5 利用許可条件

(1) 利用許可期間

利用許可の期間は、5年以内とし、指定管理者の許可を受けて利用するものとする。

なお、利用許可期間満了後、引き続き利用しようとするときは、期間満了の2か月前までに指定管理者の許可を受けなければならない。

(2) 利用料金

飲食施設の利用料金は、地方卸売市場大船渡市魚市場条例に基づき、月額 30,000 円までの範囲で、指定管理者が市長の承認を得て定めた額とし、毎月 15 日までに指定管理者に納付するものとする。

(3) 営業開始日

飲食施設の営業開始日は、市及び指定管理者と出店者との協議により定めることとし、定めた営業開始日に開始できないときは、利用許可を取り消すことがある。

(4) その他

営業に関する申請費用、出店に伴う工事費用、営業に使用するため出店者が用意した機器等の搬入設置費用、許可期間満了後の機器等の撤去に係る費用等は出店者の負担とする。

また、前出店者が設置した機器等については、原則として新出店者に無償譲渡することとし、新出店者、市、指定管理者及び前出店者との協議により決定する。

6 経費負担

次の経費は、出店者負担とする。

(1) 光熱水費

(2) 厨房機器等設備の保守点検、修繕等に要する経費

(3) 利用許可を受けた部分の清掃、消毒等の衛生管理費

(4) 残飯・産業廃棄物等の処理経費

(5) その他必要な管理経費

7 利用上の制限

(1) 出店者は、施設及び機器等を利用するに当たり、常に良好な状態で利用するとともに、許可期間中、許可目的以外の用途に利用することはできない。

(2) 常に食品衛生法その他の関係法令を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

(3) 出店者は、利用許可を受けた施設を第三者に利用させることはできない。また、利用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(4) 飲食施設内は禁煙とする。

(5) 出店者の責任により、許可物件の全部又は一部に損害を与えた場合は、出店者は市に対し、その損害に相当する金額を賠償するものとする。

- (6) 出店者は、許可期間が満了し、更新手続きをしないとき、または許可期間中に許可を取り消された場合は、自己の責任において市の指定する期日までに施設の原状回復を行うものとする。
- (7) その他必要な事項は、市及び指定管理者と出店者で互いに誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

8 選定スケジュール

	期 日	内 容
①	令和7年9月1日（月）	募集要領等の公表（市ホームページ等）
②	令和7年9月12日（金）	現場説明会参加申込書の提出期限
③	令和7年9月18日（木）	現場説明会
④	令和7年9月24日（水）	質問書締切
⑤	令和7年9月30日（火）	出店申込書の提出期限
⑥	令和7年10月上旬	出店者の選定（書類審査・面接）
⑦	令和7年10月中旬	結果通知

- (1) 出店者募集期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

- (2) 現場説明会参加申込書の提出

- ア 提出期限 令和7年9月12日（金）午後5時必着（持参又はメールかファクス）
 イ 提出物 参加申込書【様式1】
 ウ 提出部数 1部
 エ 提出先 問い合わせ先と同じ

- (3) 現場説明会

- ア 開催予定日時 令和7年9月18日（木）午前10時
 イ 開催場所 大船渡市魚市場飲食施設（大船渡市魚市場3F）
 ※説明会では、募集要領の説明、施設の設備等の確認を行う。
 ※開催の日時は、正式に決まり次第連絡する。
 ※説明会に参加できなかった方や参加申込書を提出しなかった方で、現場確認を希望する場合は、説明会終了後に日程調整し対応することとするので、問い合わせ先にその旨申し出ること。なお、現場確認は設備等の確認のみとし説明等は行わない。

- (4) 質問書の受付

本募集に関して質問がある場合は、質問書を提出すること。なお、質問書による提出以外は受け付けない。

- ア 提出期限 令和7年9月24日（水）午後5時まで
 イ 提出方法 質問書【様式2】により持参又はメールかファクスで受け付ける。
 ウ 提出先 問い合わせ先と同じ

エ 回 答 令和7年9月26日（金）までに、市ホームページ上に公開する。

(5) 出店申込書の提出

ア 提出期限 令和7年9月30日（火）午後5時 必着（持参又は郵送）

イ 提出物

(ア) 申請者が法人の場合

- a 大船渡市魚市場飲食施設出店申込書【様式3】
- b 営業計画書【様式4】
- c 会社概要のわかる書類
- d 定款
- e 法人登記簿謄本
- f 資格取得証明書の写し（食品衛生責任者のもの）
- g 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類
（租税公課の納税証明書等）

※必要に応じて追加資料を求める場合がある。

(イ) 申請者が個人の場合

- a 大船渡市魚市場飲食施設出店申込書【様式3】
- b 営業計画書【様式4】
- c 履歴書（写真添付、出店者のもの）
- d 資格取得証明書の写し（食品衛生責任者のもの）
- e 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類
（租税公課の納税証明書等）

※必要に応じて追加資料を求める場合がある。

ウ 提出部数 1部

エ 提出先 問い合わせ先と同じ

オ その他 提出された申込書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(6) 出店者の選定

選定委員会を設置し、提出された書類及び面接審査により出店者を選定する。

開催予定日 令和7年10月上旬

※面接の日時、実施場所等は正式に決まり次第通知する。

(7) 選定結果通知

ア 選定結果については、決定後速やかに応募者全員に通知する。

イ 市ホームページ上においても、選定された出店者名を公表する。

※審査結果に関する質問又は異議申し立て等は、一切受け付けない。

9 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて出店申込書が提出された場合。
 - イ 応募資格要件を満たさない者又は出店者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者の場合。
 - ウ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合。
 - エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案の場合。
 - オ 本募集要領に違反すると認められる場合。
 - カ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合。
- (2) 出店申込書提出後、関連する事項について本市職員が聞き取りを行う場合がある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。
- (4) 出店申込書等の作成に要する経費は、申込者の負担とする。
- (5) 提出された出店申込書等は、返却しない。

10 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地
大船渡市農林水産部水産課（担当：今野浩一）
電話：0192-27-3111（内線373）ファクス：0192-27-6780
電子メールアドレス：ofu_suisan@city.ofunato.iwate.jp